

被ばく防護の原則

(1) 外部被ばくの低減

外部被ばくを少なくするためには、次の被ばく防護の4原則を知っておくことが大切です。

原則1 放射線源を**除去**する

線源になっている物を移動したり、配管内部の線源を洗い流す(フラッシング)ことです。



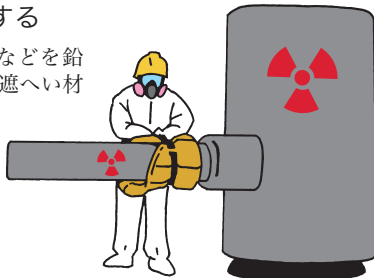
原則2 放射線源から**距離**をとる

線源から少しでも離れ、不必要に近づかないようにすることです(待機場所も知っておくこと)。



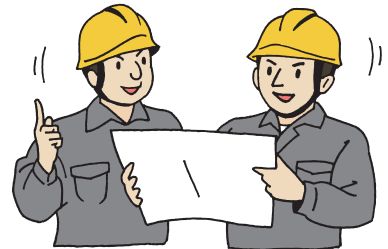
原則3 **遮へい**をする

線源となる機器、配管などを鉛毛マットや鉛板などの遮へい材でおおうことです。



原則4 作業**時間**を短くする

作業前の打ち合わせや工具の点検など事前の準備を十分にしておき、作業をスムーズに進めることです。



(2) 内部被ばくの防止

内部被ばくを防止するためには、決められた防護装備を着用し、体内に放射性物質を取り込まないようにすることが大切です。

また、空気中に放射性物質を舞い上がらせない対策や、汚染を封じ込め(抑え)、拡散(拡大)させない対策が必要です。

原則1 **保護具**等を装着する

決められた装備を着用し、呼吸用保護具は漏れがないよう正しく装着する。



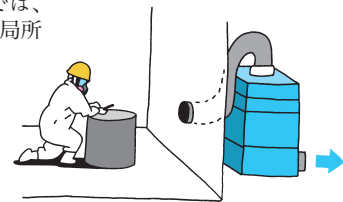
原則3 **退域**する

けがをしたら迅速に非汚染区域へ退域する。



原則2 **器材**を活用する

粉じんが舞い上がる作業では、仮設ハウスやフィルター付局所排風機を活用する。



原則4 **汚染区域**を明確にする

汚染区域を明確に区画し、出入りの管理をするとともに、汚染区域からの物品の持ち出しは、シート等で養生して、汚染の拡散(拡大)を防ぐ。

